

【資料1-2】
添加物部会
令和8年6月2日

消食基第260号
令和8年5月26日

食品衛生基準審議会
会長 曾根 智史 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第12条及び第13条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. 酢酸カリウムの添加物としての指定の可否について
2. 酢酸カリウムの添加物としての規格基準の設定について